
住居表示の実施について

平成25年11月25日（月曜日）から

「住所」の表し方が変わります

黒瀬町榑原及び黒瀬松ケ丘の各一部の区域（黒瀬町榑原・松ケ丘地区）において、平成25年11月25日（月曜日）から住居表示を実施し、住所の表し方が新しくなります。

住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づいて住所を誰にでも分かりやすいものとし、私たちの日常生活を便利にするものです。以下、制度のあらましや手続きしていただきたいこと等をお知らせします。

1 新しい住所の表し方

住居表示が実施されると、新しい住所の表し方は、それまでの「町名（大字名）＋地番」で表す方法から、「町名＋街区符号＋住居番号」で表す方法に変わります。

例 【今までの住所】 東広島市黒瀬町榑原(黒瀬松ケ丘) □□□番地□
↓
【新しい住所】 東広島市黒瀬榑原△○丁目(黒瀬松ケ丘) ○番 ○号
「町名」 「街区符号」「住居番号」

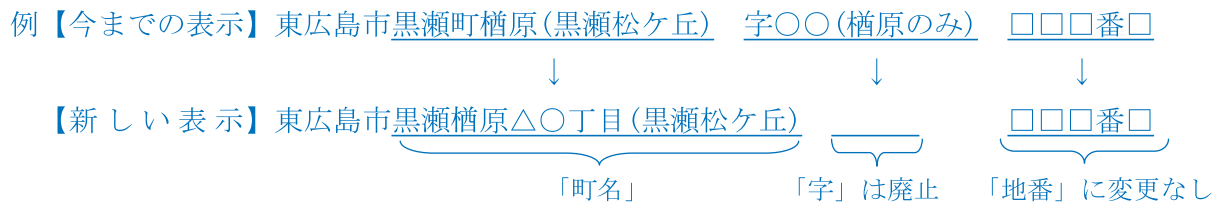
※住所を略記する場合は、「東広島市黒瀬榑原△○丁目(黒瀬松ケ丘)〇ー〇」というように「ー（ハイフン）」を使用し、「の」や「～」は使用しないでください。

2 不動産と本籍の表示（※町名だけが変わります）

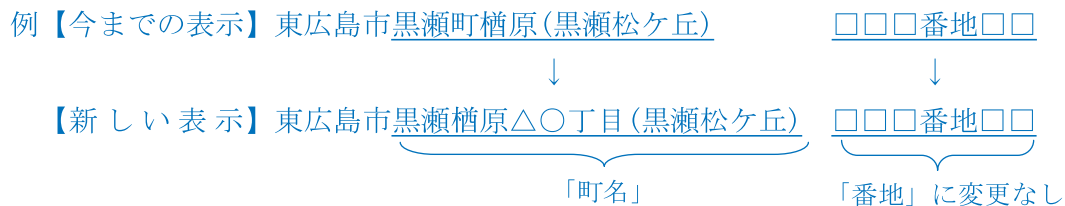
住居表示を実施した場合でも、現在使われている「地番」は土地に付けられた番号ですから、決してなくなるわけではありません。不動産や本籍の表示には地番が用いられますので、住居表示実施後は町名の部分だけが変わります。

※町名が住居表示実施前「黒瀬松ケ丘」から住居表示実施後「黒瀬松ケ丘」のままの場合、不動産や本籍の表示に変更はありません。

(1) 不動産の表示



(2) 本籍の表示



※本籍の表示は、上記の例により自動的に変更されますが、住居表示実施後にご本人が希望されれば、届出により街区符号（〇番）で表してもよいことになっています。

（表示例：東広島市黒瀬榎原△〇丁目(黒瀬松ケ丘)〇番）

※分筆等により本籍地の番地が住居表示地区の地番と一致していない場合などには、本籍地の町名は自動的に変更されません。

3 住居番号

住居表示制度による新しい住所は、「新住居表示通知書」に記載のとおりです。

各家庭や企業等に取り付けられる表示板の町名及び番号と、通知書に記載されている町名及び番号が一致しているかを必ずご確認ください。

4 郵便番号

住居表示の実施に伴い、郵便番号も新しくなります。

黒瀬榎原北「739-2627」

黒瀬榎原東「739-2628」

黒瀬榎原西「739-2629」

※黒瀬松ケ丘の郵便番号「739-2614」に変更はありません。

5 実施後の手続き

(1) 自動的に変更になるもの

住民登録、戸籍簿（本籍の表示）、印鑑票、選挙人名簿、土地・建物などの不動産登記簿の物件の所在地の表示など官公署に備えている公簿。

(2) ご自分で手続きが必要なもの

本人の申請によらなければ書き換えることができないものについては、ご面倒ですが住居表示実施後（平成25年11月25日以降）に手続きを行ってください。

※皆様がご自分で住所変更の手続きをしていただくものは、4ページの表《**ご自分で手続きをしていただくもの**》を参照してください。

※東広島市が発行している「証書・手帳類」については、5ページの表《**住居表示に伴う「証書・手帳類」の新しい住所の表示について**》を参照してください。

6 無料ハガキの配布

新しい住所をご親戚、ご友人、取引先などにお知らせしていただくために、一世帯（企業）あたり50枚の無料ハガキを配布します。

※ハガキは、通信事務のため切手を貼る必要はありませんが、住所変更以外の内容は記載できません。

7 町名表示板・住居番号表示板

町名表示板や住居番号表示板などの住居表示に必要な表示板の取り付けは、市が委託した業者が行いますのでご協力ください。

8 建物を新築、改築、または取り壊す場合

住居表示実施区域内において、建物の新築、改築（出入口の位置が変わったとき）や取り壊しをされる場合などは、住居番号の設定、変更、廃止が必要となりますので、市民生活課に届け出てください。

9 住居表示変更証明書

住居表示を実施し、住所が変わったという証明書です。この証明書は住居表示実施後（平成25年11月25日以降）に市民課にて無料で発行しますので、各種住所変更手続き等に必要な場合はご請求ください。（各支所・出張所でも発行できます。）

お 願 い

平成25年11月25日（月）からご自分の住所を書き表す場合には、新しい住所を使用してください。また、ご親戚、ご友人、取引先などにも住居や事業所などの新住所をお知らせいただき、通信や配達の際には必ずこれを使用してもらってください。

【住居表示についてのお問い合わせは】

東広島市役所 生活環境部 市民生活課 TEL（082）420-0924

《ご自分で手続きをしていただくもの》

※住居表示実施に伴う住所変更手続きにかかる手数料、登録免許税は、「住居表示変更証明書」を添付することで免除されます。（住居表示変更証明書は、住居表示実施日以降市民課で交付（無料）します。）

種 別	手続きの内容	手続先	手続きの期限	必要書類
土地、建物などの不動産を持っている人	登記簿に記載されている所有名義人の住所変更	・ 広島法務局東広島支局 (TEL082-422-2338)	必要が生じたとき (売買・譲渡・抵当権設定など)	・ 住居表示変更証明書 ・ 変更登記申請書 (6 ページ参照) ・ 印鑑 ・ 委任状 (代理人が申請する場合のみ)
会社・法人	所在地及び代表者、役員などの住所変更	・ 広島法務局 (TEL082-228-5134)	法定の期間内。本店は2週間、支店は3週間以内。	・ 住居表示変更証明書 ・ 変更登記申請書 ・ 印鑑
自動車運転免許証 (原動機付自動車を含む) を持っている人	住所・本籍変更	・ 広島県運転免許センター (TEL082-228-0110) ・ 東広島警察署 (TEL082-422-0110)	変更の手続きが必要 (ただし、更新するときに変更することができます。)	・ 住居表示変更証明書 ・ 運転免許証 ・ 本籍変更通知書 (本籍が変更になった方のみ)
自動車などを 持っている人	普通自動車及び 小型二輪自動車の 検査証の住所 変更	・ 中国運輸局広島運輸支局 (TEL050-5540-2068)	必要が生じたとき (車検・転売など)	・ 住居表示変更証明書 ・ 自動車検査証 (軽二輪自動車の場合は 届出済証) ・ 印鑑 ・ 委任状 (本人以外が手 続きをする場合)
	軽自動車の検査 証の住所変更	・ 軽自動車検査協会広島主管 事務所 (TEL082-503-8475)		
	軽二輪自動車の 届出済証の住所 変更	・ 広島県軽自動車協会 (TEL082-532-5507)		
年金を受けて いる人	住所変更	・ 国民、厚生年金は 呉年金事務所 (TEL0823-22-1691) 呉年金事務所東広島分室 (TEL082-493-6301) ・ 共済年金は各共済組合 ・ 恩給届は恩給相談室 (TEL03-5273-1400)	実施日以降、速やかに届出をしてください。	・ 国民、厚生年金は年金 受給権者住所変更届 (7 ページ参照) ・ 共済年金は各共済組合 に請求してください ・ 恩給は住所変更届
住基カードを 使用されている方 (※顔写真 付のみ)	住所変更	・ 東広島市役所市民課 (TEL082-420-0925)	必要が生じたとき	・ 住基カード ・ 印鑑 ※ご本人が来庁してください

※次に該当される方も、各問い合わせ先に確認の上、住所変更の手続きを行ってください。

雇用保険を受給されている方	【問合せ先】広島西条公共職業安定所（TEL082-422-8609）
労災保険を受給されている方	【問合せ先】広島中央労働基準監督署（TEL082-221-2461）
労働保険（雇用・労災）適用事業者	【問合せ先】広島中央労働基準監督署（TEL082-221-2461） 広島西条公共職業安定所（TEL082-422-8609）
在職中の方で育児休業給付を受給されている方	【問合せ先】広島西条公共職業安定所（TEL082-422-8609）
勤務先、金融機関、保険会社等への届出が必要な方	【問合せ先】各勤務先、金融機関、保険会社等

※その他、法令により届出の手続きが定められているものの住所変更は、それぞれご本人が所定の手続きをしてください。

《住居表示に伴う「証書・手帳類」の新しい住所の表示について》

※次の「証書・手帳類」は旧住所のまま使用できます。次回の更新時には新しい住所を記載して送付しますが、更新までに相当の期間がある場合や、更新が行われない証書・手帳類については、各担当課にお問い合わせのうえ、住所欄の書き換えの手続きを行ってください。

（手続きの際は、旧住所が記載された「証書・手帳類」を持参してください。）

証書・手帳類の名称	担 当 課
国民健康保険被保険者証 国民健康保険退職被保険者証 国民健康保険標準負担額減額認定証 後期高齢者医療被保険者証 等	国保年金課 (電話：０８２－４２０－０９３３)
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 等	介護保険課 (電話：０８２－４２０－０９３７)
特別児童扶養手当証書 療育手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 重度心身障害者医療費受給者証 心身障害者扶養共済制度加入証書 等	障害福祉課 (電話：０８２－４２０－０１８０)
被爆者健康手帳 等	社会福祉課 (電話：０８２－４２０－０９３２)
児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証 乳幼児等医療費受給者証 等	こども家庭課 (電話：０８２－４２０－０４０７)

《個人所有の不動産の登記名義人の住所の表示変更（一般住宅の場合）》 【見本】

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 平成25年11月25日住居表示実施

↑
住居表示の実施日を記載してください。

変更後の事項 住所 広島県東広島市黒瀬檜原△○丁目(黒瀬松ヶ丘)○番○号

申 請 人 広島県東広島市黒瀬檜原△○丁目(黒瀬松ヶ丘)○番○号

東広島 太郎 印

連絡先の電話番号 ○○○-○○○-○○○○

↑
所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所を記載し、押印します（認め印可）。
※連絡先の電話番号は必ず記載してください。※代理人が申請する場合は委任状が必要です。

添 付 書 類 住居表示変更証明書

↑
登記原因証明情報として、住居表示実施による変更証明書を添付します。

平成○○年○○月○○日申請 広島法務局東広島支局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

↑
登録免許税は非課税となります。根拠条文を例のように記載してください。

不動産の表示 ← 登録の申請をする不動産を正確に記載してください。

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
所 在 広島県東広島市 黒瀬檜原△○丁目(黒瀬松ヶ丘)
地 番 ○○番
地 目 宅地
地 積 ○○.○○平方メートル

新表示

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
所 在 広島県東広島市 黒瀬檜原△○丁目(黒瀬松ヶ丘)○○番地
家屋番号 ○○番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 ○○.○○平方メートル
2階 ○○.○○平方メートル

- ・ 不動産番号がわかる場合は記載してください。
- ※不動産番号は、登記所発行の登記事項証明書に載っています。
- ・ これを記載すれば土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）については記載を省略することができます。

【登記申請書に関する問い合わせ先】 広島法務局東広島支局（電話082-422-2338）

《年金を受けている人の住所変更》

「年金受給権者 住所・支払機関変更届（はがき裏面）」

届書コード区分 8 4 1 1		年金受給権者 住所・支払機関変更届		平成 年 月 日提出		
① 年金証書の 基礎年金番号 ・年金コード	基礎年金番号		年金コード		② 生年月日 1 明 治 3 正 和 5 昭 成 7 平	
	—					
受給権者氏名	(フリガナ)		電話番号			
	(印)		—			
変更後の住所	③ 郵便番号		④ (フリガナ)			
	—		郡 市 町 区 村			
	④ (フリガナ)					
変更後の受取機関	口座名義 (カナ)		⑥ 金融機関コード	⑧ 支店コード	⑨ 預金種別	
			※	※	1. 普通 2. 当座	
	⑤ 1 金融機関		(フリガナ)	銀行 信 庫 組	(フリガナ)	本店 支店 出張所
			(フリガナ)	信 連 協 農 漁 信 漁 連	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所
	⑤ 2 (ゆうちょ銀行)		⑦ 支払局コード		⑩ 貯金通帳の口座番号	
				記号 (左詰めでご記入ください) 番号 (右詰めでご記入ください)		
				—		

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明
口座名義を必ず確認してください
(印)
貯蓄口座への振込はできません

変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。
預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義フリガナが記載された部分)を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。
※印欄は、ご記入いただく必要はありません。

○太線（赤色）の枠内に必要事項を記載してください。

※郵送する場合は、プライバシー保護シールを貼り、50円切手を貼ってポストに投函してください。

※持参する場合は、呉年金事務所（東広島分室でも可）に提出してください。

※この「年金受給権者住所・支払機関変更届(はがき)」は、以下の窓口にあります。

「呉年金事務所、呉年金事務所東広島分室」

「東広島市役所（国保年金課）・各支所・出張所」

「はがき表面」

郵便はがき

お手数ですが
50円切手を
お貼り
ください。

7 3 0 8 6 0 2

広島市中区中島町 3-25
ニッセイ平和公園ビル 6階
日本年金機構
広島事務センター 行

【住所・支払機関変更届の提出にあたって】
①住所は番地、〇〇などまで正しくご記入ください。
②フリガナは、カタカナでご記入ください。
③受給権者が自ら署名する場合は、押印は必要ありません。
④複数の年金受給権をお持ちの方は、この届出により、他の年金についても住所を変更いたします。また、この届出により最大4つまでの年金の受取機関を変更することが出来ますので、変更する年金の年金コードをご記入ください。
⑤プライバシー保護のため、宛名面でない面には自隠シールをお貼りください。なお、封筒に入れてご提出される場合には、はがきに切手と自隠シールを貼る必要はありません。
⑥受取機関の変更は、次の年金の支払日の1か月以上前までに手続きをお願いします。なお、変更後の新しい受取機関への初めての支払いを確認するまでは、急のために旧口座はそのままにしてくださいようお願いいたします。
⑦口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取方法について、「おんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

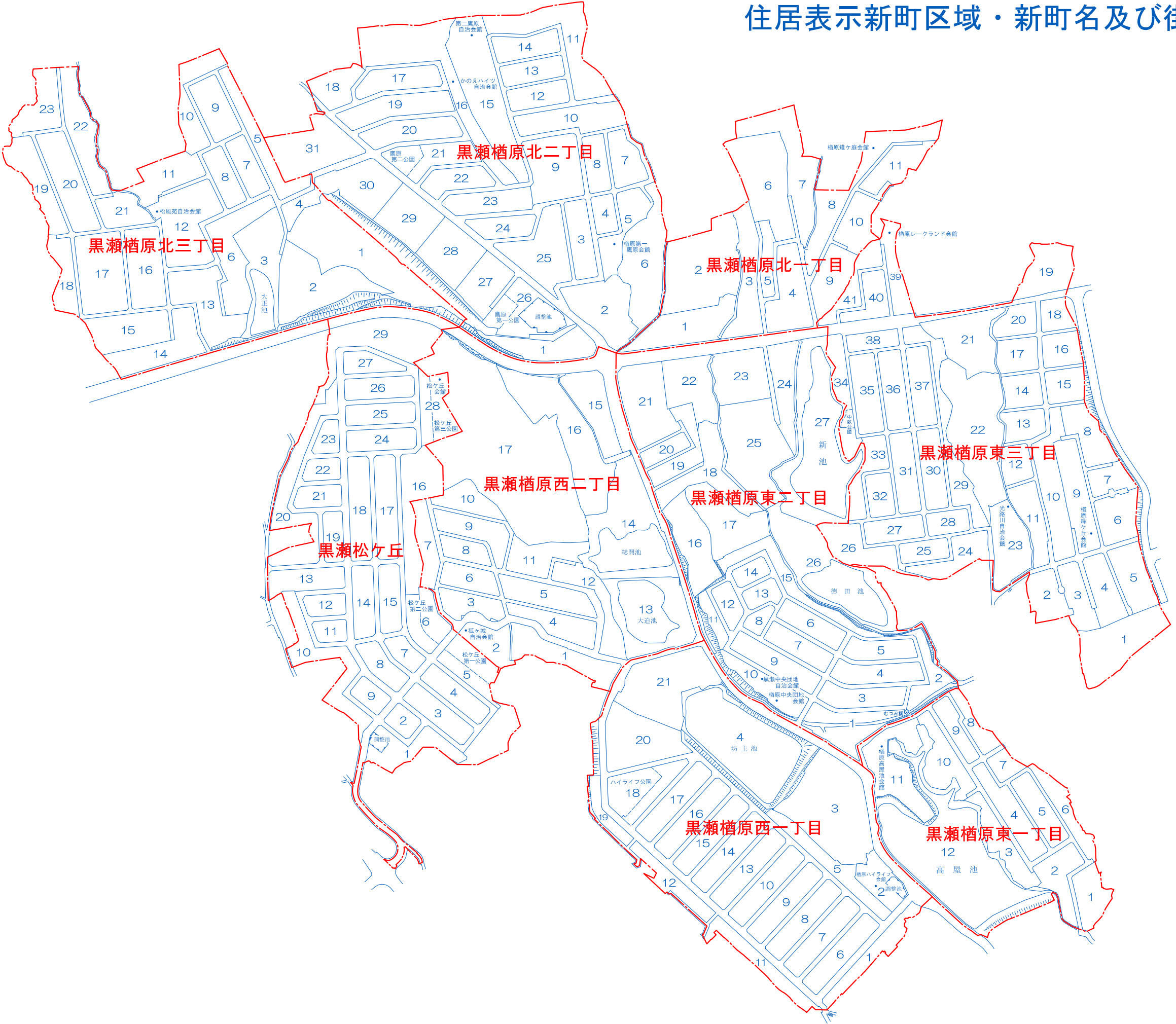
住所
氏名

1211 1018 014 (24.11)

【変更届に関する問い合わせ先】 呉年金事務所（電話0823-22-1691）

呉年金事務所東広島分室（電話082-493-6301）

住居表示新町区域・新町名及び街区割図



凡 例

10 街区符号

----- 新町界線